

新公立病院改革プランの策定について（位置づけ）

地方独立行政法人 りんくう総合医療センターは、平成 23 年 4 月の設立以来、「納得と安心感を与える医療を実践します」、「良質で適切な医療を提供します」及び「医療活動を通じて社会に貢献します」を基本理念として、病院運営を図ってきた。

総務省は、平成 27 年 3 月に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対し、「新公立病院改革プラン」の策定を求めるなか、平成 27 年 12 月策定の第 2 期中期計画を「新公立病院改革プラン」として位置づけた。第 2 期中期計画期間（平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間）中、平成 29 年度から 2 か年にわたり実施した財政再建プランの結果を踏まえ、収益確保対策や材料費の削減などの取組を継続して行うとともに、災害医療、救急医療、小児医療、周産期医療、高度専門医療の充実など質の高い医療の提供に努めてきた。また、平成 30 年 4 月には、医療実績が大学病院並みの医療レベルにあるということで厚生労働省から特定病院群（旧 II 群）に指定され D P C 係数が向上し、収益増に繋げることができた。

一方、医療を取り巻く環境としては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、医療と介護の連携と地域医療構想を踏まえた病床機能の分化が求められ、一病院で完結する病院完結型医療から医療・介護の連携を強化した地域完結型医療への変革に迫られている。加えて、新型コロナウイルス感染症対策について、病院は、圏域ごとに患者の症例により医療を分化しての対応に迫られている。

このような社会情勢の変化に対応し、高度急性期病床及び急性期病床を維持し公的病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との連携のもと包括的な医療サービスを提供し、患者や地域に信頼される病院として人材育成に努め、法令遵守に基づいた効率的・効果的な病院経営を行う法人をめざし、第 3 期中期計画（令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間）を定めるとともに、本計画を、新たな「新公立病院改革プラン」として位置づけるものとする。